

公告の内容

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項に基づく協議がしたいので第88条第18項において準用する同法第87条の2第8項の規定によりこの旨を公告し、当該事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該計画の概要に意見がある者は、同条第9項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

令和8年3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

記

- 縦覧に供すべき書類の名称
変更の府営土地改良事業計画概要書（長野地区）
- 縦覧の期間
令和8年3月19日から令和8年4月8日まで
- 縦覧の場所
京都府中丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課及び京都府中丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課のホームページ並びに綾部市農林商工部農政課
- 意見書の提出方法等について
 - 意見書の提出方法
 - ①郵便 〒625-0036
京都府舞鶴市字浜2020番地
京都府中丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課
 - ②電子メール chushin-no-chiiki@pref.kyoto.lg.jp
 - (2) 意見書の提出期限
令和8年4月8日（縦覧期間満了の日）
 - (3) 意見書の提出上の注意事項
 - ① 意見書の様式は任意ですが、提出される意見書は日本語に限ります。
 - ② 意見書には、個人にあっては氏名及び住所を、法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地をそれぞれ記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるためお尋ねするものです。
 - ③ 提出いただいた意見は、公表する場合があるととともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。
 - ④ 電話での意見はお受けできません。